Artfield Artitsts オークション規約

本規約は株式会社 Artfield(以下当社)が主催する美術品オークションを通じて美術品等を売買する際の諸規則を定めたものです。事前によくお読みいただき、各条項をご了解の上ご参加ください。当社にて作品を委託した、入札した(ビッド)および売買契約が成立した時点で、その該当者および関係者はこの規約に同意したものとみなします。ただし、当社との間で別途契約や同意がある場合は、その契約や同意を優先いたします。

第1条 会員

古物営業法により、初めて参加されるお客様は、本人確認書類の提示とそのコピー、同一名義の銀行口座情報を提出してください。当社は当社独自の判断で、理由を告げず、競売参加を拒否する権利を有します。

第2条 カタログについて

オンライン上での公開を原則とします。オークション開催前 2-3 日間より下見会を行います。オンラインカタログに掲載されている作品は法令および政省令に基づき著作権に配慮した構成を心がけており、可能な限り著作権の使用について許諾を得ていることとします。

(1) オンラインカタログについての免責事項

作者あるいは想定される作者、最初の出所、時代、サイズ、技法、真性、来歴、状態についてのオンラインカタログ記載、別添文書、正誤表、口頭等で伝達された事前の参考情報はあくまでも出品者の申告による評価と意見であり、絶対的な事実として売買の根拠を構成するものではありません。したがって当社は、オンラインカタログ記載に関して何らの法的な義務を負うものではありません。また、出品作品の中で食器としての名称があるものも美術鑑賞用であり食器の用途で使用することを前提としておりません。

(2) 写真・イラストについての免責

オンラインカタログ中の作品写真や図版はあくまで判断の目安として供するもので、 現物の色調や色彩や欠陥を正確に伝えるものではありません。原則として AS IS 現状 有姿に基づくものとします。

(3) 開始予定価格と終了予定価格

オンラインカタログに記載された当社の開始予定価格と終了予定価格は、あくまで当 社が参考として提出する評価であり、実際のオークションの場で売買される価格、あ るいは何か他の目的に使用される指標価格等の根拠となるものではありません。

(4) 作品状態についての免責

オークションで扱われる出品作品はその基本的本質において、一度人の手に渡った作品もあり完全な状態とは言い切れません。カタログに記載している状態についての記述はあくまで判断の目安であって、キズ等についての記載がない場合や、「良好」という表現があったからといって、いかなる部分にも何の問題もないということではありません。また、校正ミスによる誤植等も完全に訂正されていることはありません。つまり、出品されたロットの状態(額装の有無、保存状態、欠陥等)はカタログに記載の限りではありません。したがって、オークション参加希望者は可能な限り下見会に参加して、購買希望ロットを自らの目で実物調査し、自らの責任と判断で購入することが強く求められます。落札後のカタログ記載情報と落札ロット実物との差異を理由とする売買契約の解消には応じられません。

第3条 下見会

下見会は原則として、各オークション開催日の前に、2-3 日間開催されます。最終の実施要綱とスケジュールは当該オークションのオンラインカタログ記載をもって確定のご案内といたします。購買希望者は希望のロットを実物調査して、自らの最終判断でオークションにご参加ください。しかし、ロットを傷つけるような作業をともなう調査についてはお断りいたします。下見会では当社係員が可能な限り購買希望者の最終判断に役立つような情報を提供いたします。また、会場に来場できない参加者のためには、オンラインカタログ情報を補完するサービスとして電話による情報提供も実施いたしますが、当社はこれらのサービスが参加者の最終判断に与える影響等については一切の責任を負いません。なお、当社は会場内の確認とトラブル防止のため、録画および録音をする権利を有します。下見会の不注意による破損は、破損させた参加者がその責任を負い、購入金額を当社規約第5条・(1)に規定された支払い期限までに支払うものとします。その場合の購入金額の算出は〔開始予定価格と終了予定価格の中間値〕に第4条・(1)に規定された手数料を合計した金額となります。

購入金額の支払い後、破損物の所有権は破損させた参加者に移ります。当社は、下見会に 入場を希望する者に身分証明の提示とコピーの提出を求める権利を有します。また、当社 はその裁量により下見会への入場を拒否、または入場後退場させることができます。

第4条 当社の運営

(1) 決済通貨と手数料

当社は登録済みの参加者による競り売り方式で運営され、日本円を表示および決済通貨といたします。当社は落札者からロット番号一つにつきハンマープライスの 10% (消費税別)を落札手数料として申し受けます。

(2) 競売への参加

当オークションはダッチオークション形式で開催します。原則として開始予定価格から始まり、設定された時間設定に合わせて価格が下降し、希望価格に達した参加者が入札した段階で落札が決まる仕組みです。誰でも見学はできますが、競りに参加できるのは当社参加登録者または参加登録者から全権を委任された代理人のみです。当日の入札方法は、オンラインオークションシステムを用いた入札のみです。会場はございますが、スマートフォンや PC 等インターネット環境を使用してのオンライン入札しかできません。購買希望ロットの競売の際には、入札ページ内の入札ボタンを押すことで、進行中の提示価格で購買の意思があることを伝達できます。当社は、当社参加登録希望者または参加登録者から全権を委任された代理人に対し身分証明の提示とコピーの提出を求める権利を有します。また、当社はその裁量により参加登録を拒否することができます。

(3) オークション会場への入場

当社は当社のオークション会場または当社が会場の運営権を有する外部の場所で開催されます。当社は円滑なオークション進行を図るため、登録済参加者、見学者を問わず、当社独自の判断で、理由を告げず、会場への入場を拒否する権利を有します。また、当社は会場内の確認とトラブル防止のため、録画および録音をする権利を有します。。

(4) オークション進行

オークション運営については当社が以下の権限を保有し、かつ自己の自由な裁量に基づき:

- ① 開始予定価格や競り下がり価格の幅、競り下がりの時間設定について、出品作品 の価値から判断して、妥当と思われる独自の判断で決定してオークションを進行します。
- ② 同額の委託入札者が 2 名以上いた場合の落札者を先着順で決定することができます。
- ③ 落札者をその場で決定するか、または引き上げて再度のオークションに付すかの

決定をすることができます。

- ④ 落札者や落札価格等についての紛争が生じた場合は、それを裁定することができ、 関係者はすべてその裁定に従わなければなりません。
- ⑤ 入札価格の如何を問わず、入札を拒否する権利を保有します。
- ⑥ 複数のロットを統合したり、一つのロットを分割したりすることができます。

(5) 落札

当社サーバーに最も早く入札情報が届いた方を落札者として決定します。この時点で当社を代理人とする売主と落札者との間の売買契約が成立します。落札者は当社から要請があった場合、落札後に当社所定の落札確認書に署名・捺印していただくことがあります。落札されたロットのハンマープライスと落札者をめぐり紛争が生じた場合は、当社の記録のみにより裁定するものとします。なお、落札された場合、作品・額の状態などを含むいかなる理由でもキャンセルはできません。また、機器・システム・通信回線等の環境が悪くタイムラグが発生している場合であっても、オークションのやり直しはできません。

(6) 委託入札

すべてのロットについて、書面入札もしくはオンラインオークションシステムによる 委託入札が可能です。書面入札をご希望の方は、当社に直接電話もしくは E メール等 でお問い合わせください。後日 Artfield Auction 書面買受申出書(以下書面買受申出 書)を送りますので、必要事項をご記入後、E メールまたは FAX で当社迄お送りいた だき、送付後は必ず当社が受け付けたかどうかの確認の電話をしてください。入札額 は必ず日本円で記入してください。また、当社に持参あるいは下見会会場に設けられ た委託入札箱に、書面買受申出書を投入することも可能です。オンラインオークショ ンシステムからの事前入札は、オンラインカタログより入札することができます。委 託入札は原則として、該当作品のオークション開催前日 17 時を期限とし、電話また は口頭のみの委託入札のお申し出は一切受け付けることはできません。当社の委託入 札担当者は、書面買受申出書に明記された入札希望金額で落札できるように努力いた しますが、書面買受申出書の誤読等、種々のアクシデントを 100%排除できるもので はありません。したがって、当社は理由の如何を問わず、落札できなかったことに対 する責任を負いません。委託入札のタイミングは書面入札とオンラインオークション システムの入札いずれもシステムの都合上、入札希望金額に達し、次の金額に切り替 わる 2 秒前に入札されます。どうしても落札したいロットがある場合は、必ずオーク ション開催時にリアルタイムで参加することが強く求められます。

第5条 落札からロットの受取りまで

(1) 購入代金と支払い期限

落札したロットのハンマープライスに第 4 条-(1)に規定された落札手数料を合計した 総額が、落札者が当社に支払う購入代金となります。落札者は購入代金の全額をオー クション開催日から 10 営業日以内に支払わねばなりません。落札者の支払いがこの期 限内になされない場合、第 6 条「落札者の支払い義務不履行」の条項の適用を受ける ことになります。

(2) 現金による支払い

当日のオークション会場で、現金にて購入代金を支払うことはできません。該当オークション開催日の翌日以降の当社営業日に当社にて請求書に記載の金額をお支払いください。お支払い後、当社保管場所より落札ロットをお持ち帰りいただけます。当社で配送の手配をお受けすることもできますが、配送料は別途申し受けます。

(3) 送金による支払い

オークション日から 2-3 日以内に、ログイン後のホームページより請求書をダウンロードし、請求書に従い銀行振り込みにてお支払いください。(振り込み手数料は落札者の負担)

(4) 落札ロットのお引取り

購入代金全額の支払いが当社にて確認された時点で、落札ロットの所有権は落札者に帰し、落札ロットの引渡しにより売買は完了いたします。当社保管場所にて落札ロットを引き取りまたは、自らの責任、費用負担で梱包、配送の手配をすることもできます。お引き取り期限は落札した翌日から14日以内とします。また、当社は落札者の依頼と費用負担(梱包費、配送費の合計料金着払い)により、当社の選定した業者に依頼して、落札ロットの梱包、配送の手配をいたしますが、業者選定に関わる責任は一切負いません。当社は、お支払いの如何に関わらず、落札ロットについて、オークション翌日から14日間保管いたします。それ以降の期間の保管について当社の自由な裁量で出品作品を外部の保管倉庫に移動して保管する権利を有します。したがって、落札者は、引き取り期限が過ぎた作品について、以下に定める保管料を支払うものとし、危険負担についても自己の責任といたします。保管料は、1 ロットに付き 7 日まで1,000円(消費税別)、以後7日ごとに1,000円(消費税別)を加算して支払わなければならないとします。

(5) 落札後のロットに対する危険負担

支払い完了後の落札ロットに対する危険負担はすべて落札者の責任となります。落札 後のロットに対し、落札者独自の判断に基づく付保額で付保したい場合は、当社に連 絡の上、自らの負担と手配で付保してください。ただし、当社は、善意の売買契約仲介者として引渡し完了まで無償で保管し、付保しますが、支払い・引渡しの期限である14日間を最長期限といたします。また、当社は保管に際し、当社の付保した保険によってのみ落札者に対して責任を負うものとします。なお、落札ロットに付保される価額は当社独自の裁量によるものとし、〔購入代金〕を最高額といたします。保険についての規定は当社が契約する損害保険会社の「動産総合保険普通保険約款」に拠り、付保される範囲は作品「本体」の破損と盗難となります。額、ガラス等の付属物はハンマープライスに含まれないものとして、保険の対象となっておりません。したがって、当社が落札物の梱包、配送を請け負った場合、安全に落札者の手元に届けるべく最善を尽くしますが万一、額、ガラス等に破損が生じても修理、補償の義務を負いませんのでご注意ください。また、落札ロットを海外に配送する場合、当社は一切付保いたしませんので必ず落札者が自らの負担と手配で付保してください。

(6) 輸出入規制された作品および国・地域への対応

作品の中には「絶滅の恐れのある野生動植物の種の保存に関する法律」によって規制されている、象牙、ワニ革、ベッ甲、骨、毛皮、珊瑚類を使用している作品が含まれている場合があり、それらの作品を国外へ輸出することは禁止されています。また輸出入が規制されている国・地域には国際発送が出来ません。これらの作品を落札された際は、すべて当社にてのお引き取り、または国内への発送となります。

(7) 第三者による権利主張がなされた場合

後日、落札ロットに対して、当社および売主が予知できず、事前調査も不能であった 第三者による質権、所有権等の主張がなされた場合は、日本の民法、古物営業法に則 るものといたします。

第6条 落札者の支払不履行の場合の処置と当社の権利

落札者が本規約に定められた義務を履行しない場合には、当社は落札者に対して以下の権利を有するものといたします。

(1) 支払い遅延金利の加算

支払期限を経過しても、購入代金全額の支払いが落札者によってなされない場合、落 札者は当社に対し支払い期限日の翌日から支払い済みに至るまでの期間、購入代金の 未払残金に対して年率 14.6%の割合による延滞損害金を購入代金に加算して支払わな ければなりません。

(2) 売買契約の解除

支払い期限を過ぎ、当社が落札者に購入代金等の全額の支払いを催告しても支払いがなされない場合、当社は落札者との売買契約を解除する権利を保有します。また、当社に登録された住所に誤りなく送付された支払い催告状が受取人不在、転居先不明または受け取りが拒否された場合も、当社は落札者に売買契約履行の意思がないものと見なし、売買契約を解除する権利を保有します。売買契約は、当社が落札者の登録住所に解除通知を発送した時点で受取人の住所不明、受取り拒否に関わりなく、解除されたものといたします。

(3) 当社会員権利の取り消し

また第7条-(2)の場合、当社は何らの義務を負うことなく、落札者の会員としての諸権利を取り消すことができるものとし、残期間に関わらず、すでに領収した登録費用等の返還はいたしません。

(4) 落札者による損害賠償

売買契約が解除された場合、契約解除された落札者は、落札ロットに対する一切の権利を喪失し、当社はその落札者に通告することなく改めて当該ロットを競売に付すか第三者に売却する権利を保有します。再競売における購入代金または売却における売却価額が、その落札者が支払うはずであった購入代金を下回った場合、当社はその落札者に対してその差額負担と支払い不履行によって生じたすべての費用を損害賠償として請求する権利を保有します。

第7条 落札ロットが贋作であった場合の落札者に対する補償と当社の責任の範囲

(1)請求期限と証明手順

競売の日から 1 年以内に、当社がオンラインカタログに記載した情報を前提として落札された作品の作者が実質的に正しくないと落札者が考える場合、落札者は文書により、購入代金の全額の払い戻しを当社に対して申し立てることができます。申し立て後、落札者は落札ロットをオークション時と同一の状態で当社に返却し、落札時の当社請求書または領収書と贋作を証明するに足る証拠と証明にかかった鑑定料の領収書を添えて当社に提出してください。また、当該ロットに第三者のいかなる権利も存在しないことが必要です。当社がその証明を正当と判断した場合、当社は落札者に対して購入代金の全額と証明にかかった鑑定料を返却いたします。ただし、以下については、この規定を適用しません。

- ① 「成り行き」表示のロット
- ②物故外国人作家で、世界的に認知され、かつ鑑定書を発行できる鑑定家もしくは、

鑑定機関の存在しない作家の作品。なお、専門家の意見は正当な鑑定結果とはみな しません。

- ③エスタンプ版画・複製工芸画作品
- ④複数点セットのうち、画像掲載がされていない作品
- ⑤陶磁器、ガラス、家具、工芸品、コイン、メダル、宝石、サイングッズ等
- ⑥当社が鑑定機関として相応しくないと判断した団体や組織の発行する証拠

(2) 鑑定委託

当社は信頼できる鑑定機関が存在する場合、以下の要領により、当社独自の裁量で鑑 定機関を決め、真贋をその機関の鑑定結果に委ねる権利を保有します。

- ①物故作家の作品は当社の定める専門美術商団体の鑑定委員会、所定鑑定人、専門美術研究家等による真性鑑定。
- ②現存作家の作品は作家本人、またはその公に認められている鑑定代理人か法定上の 関係者による真性鑑定。
- ③版画は当社の定める鑑定機関等としますが、版画の場合はそれに該当する機関が存在する作家は少なく、原則としてカタログレゾネを最重要な参考資料とします。しかし、カタログレゾネの存在しない作家、カタログレゾネの誤記や未掲載作品等もあるため、これらの作品については、当社見解をもって最終的な真贋の判定といたします。

(3) 返金の免責

以下の場合当社は返金すべき責任を負いません。

- ①オークションのオンラインカタログ記載や当日の会場での説明が、その時点での専門家、学者から一般的に受け入れられていた定説であった場合、またはオンラインカタログに作者については論争や不明な点があると記載されていた場合。
- ②オンラインカタログ作成時には一般的に使用されていなかった科学的調査方法、オークション当時では著しく高価である方法、または現実に実行不可能あるいは作品を傷つける恐れのある調査方法によって贋作であることが証明された場合。

(4) 返金を申し出ることができる人

当社が請求書を発送した落札者本人であり、落札ロットに関して第三者のいかなる権利関係も存在せず、所有権、名義を当社に完全に移転しうる法的権利を保有していることが必要です。その後の売買等により、所有権等が第三者に移転した場合は、当社はその第三者に対していかなる責任も負いません。

(5) 当社の権利と責任の範囲

当社は、贋作であるとの申し出に対し、対抗的に真作であることを証明するため、科学的あるいは他の方法により調査する権利を有します。また、調査方法はオークション当時に使用されていたか否かを問わずあらゆる方法が含まれます。当社はこのような調査の結果、贋作であると判断した場合は購入代金を落札者に返金いたしますが、当該ロットに支払われた購入代金と贋作の証明にかかった鑑定料以上の返金をすることはなく、落札後から返金に至るまでの期間に対する金利等はお支払いいたしません。また、当社、売主、当社従業員、当社代理店の何れも、作者、最初の出所、時代、古さ、想定される作者、真性、来歴についてのオンラインカタログ記載の正確性について、また記載の間違い、当該作品についての瑕疵や欠陥についても一切の責任を負わず賠償等の義務は負いません。

当社で美術品を売りたい人のための規約

第8条 当社の役割と売却手数料、アーティストリセールフィー

(1) 売主に対する売却手数料

当社は当社を通じて、売主の代理人として、落札者との間に本規約に基づく売買契約を締結し、それに基づき売却を完了させるものであります。当社は売主が委託した出品作品について、1 ロットにつき、ハンマープライスの 3%(消費税別)の売却手数料で当社を通じて売却いたします。なお、当社は公開オークションであり、入場の許可や落札者を誰にするかについて、当社は一切の権限を保有し、これについての問い合わせに情報開示する義務を負いません。

(2) 作品制作者に対するアーティストリセールフィー

当社は落札ロットの作品制作者に対して、作品制作者からの申し出があった場合、1ロットにつきハンマープライスの 1% (消費税別)をアーティストリセールフィーとして、作品制作者名義の口座に振込みます。アーティストリセールフィーはプライマリー作品だけに限らず、当オークション内で出品されるセカンダリー作品にも適用いたします。ただし、当該オークション終了後 1ヶ月以内に作品制作者から申し出がなかった場合、いかなる事情であっても本規約の適用対象外となります。当社は、作品制作者と連絡が取れるよう最大限の努力をいたしますが、種々のアクシデントによりアーティストリセールフィー内容にご納得いただけない場合や連絡が取れない可能性もあります。したがって、当社は理由の如何を問わず、アーティストリセールフィーの支払いができなかったことに対する責任を負いません。

第9条 委託から入金までの具体的な手順

(1) 参加登録

売主として所有している作品を出品するには、まず出品者として登録をすることが必要です。「預かり作品内容確認書」に記載されたキャンセル締切日までに会員に加入していない場合、出品の取り消しや出品回が変更となることがあります。また、当社は、登録時に本人確認書類の提示とコピーの提出を求める権利を有します。

(2) 出品査定のための情報送付

特に形式は問いません。分かっている限りの作品情報<作家名、作品名、サイズ、サインの有無、技法、制作年、来歴、展覧会歴、状態、共箱の有無、当該作家の作品集[カタログレゾネ]に掲載されている場合はその情報など>と写真(絵柄や文様、作品の姿を確認するためのもので簡単なカラープリントか画像データで結構です)をお寄せください(形式は郵便、E メール、FAX など不問)。これらの情報を「出品査定申込書」フォーマットを利用して作成し、送付または FAX してください。なお受付締切は、おおよそ、オークション開催日の概ね 7 日前ですが、出品作品が多い場合はそれより早く締め切ることもあります。

(3) 開始予定価格と落札予定価格の設定

当社で作品情報と写真を検討し、開始予定価格と落札予定価格を設定し、ご連絡します。それに対し、売主が特に異存がなければ出品となります。なお、当社の開始予定価格と落札予定価格はあくまで当社のその時点における意見であって、口頭であれ文書であれ、オンラインカタログに記載されたものであれ、実際にオークションにおいて売買される価格を保証するものではありません。

(4) 最低売却価格の合意

売主は、これ以下の価格では売りたくない最低売却価格を当社と協議、合意の上、日本円にて設定することができます。また、一旦最低売却価格が設定されると、当社の同意がない限り、変更することはできません。協議の過程で売主の希望する最低売却価格と当社が決める終了予定価格に大きな開きがあり、合意に達しない場合は出品をお受けすることができない場合があります。なお、最低売却価格は終了予定価格を超えて設定することはできません。

(5) 出品作品の配送、掲載内容確認および保管

前記(1)~(4)の過程で、基本的合意に至りましたら、出品作品を売主の梱包費、配送費負担で当社までお送りくださるか、ご持参ください。作品の到着後、当社にて、出

品条件等の確認、作品の検品、調査をしてオンラインカタログ掲載用の原稿を作成します。作成されたオンラインカタログ掲載用原稿と出品条件等が記された「預かり作品内容確認書」は、売主に郵送され、出品内容の最終確認や誤りの訂正をしていただきます。この最終確認をもって売買委託契約の最終合意とし、「預かり作品内容確認書」に記載されたキャンセル締切日以降の出品取り消しや出品条件の変更はできません。作品は到着から落札者に引渡されるまで当社にて保管いたします。鑑定中の作品については、売主、当社共に鑑定機関から後日通知される結果・指示に従うものといたします。その結果によっては、出品の取り消しや出品回が変更となることがあります。

(6) オンラインカタログ掲載

オンラインカタログ掲載についての撮影、原稿作成等はすべて当社にて行い、オンラインカタログ掲載に関する費用は、特別の場合を除き、当社から請求することはありません。

(7) 売買契約の成立

当社規約第 4 条-(5)に規定された落札決定時点で当社を代理人とする売主と落札者との間の売買契約が成立します。

(8) 売主売却代金のお支払い

売主に対する売主売却代金の支払いは、落札者からの入金を確認後、3 営業日後となります。これをもって売買契約は完了します。複数作品を出品され、落札者が複数である場合は、分割して支払うことがあります。

(9) 不落札の場合

不落札の場合は、オークション後の 1 週間を「アフターセール期間」として、合意した条件をもとに売却努力を続けます。このアフターセールでも売却ができなかった場合は、再競売に付すか、当社を通じて第三者への売却をするか、返却するか、当社と相談の上ご決定ください。返却に際しての梱包、配送費用はすべて売主の負担となります。当社ではオークションの翌日から 14 日間は無料で保管いたしますが、それ以降の期間の保管について当社の自由な裁量で出品作品を外部の保管倉庫に移動して保管する権利を有します。したがって、売主は、引き取り期限が過ぎた作品について、当社規約第 5 条-(4)に規定された保管料を支払うものとし、危険負担についても自己の責任といたします。

第10条 出品作品の配送・保管・展示等に伴う危険負担

(1) 委託品への付保

当社は、売主から委託された作品に関しては、作品到着後から落札者からの支払い完了によって所有権が移転するまで、または不落札で売主に返却されるまで(期限はオークション当日から 14 日以内)の期間付保します。当社独自の裁量によるものとし、特に取り決めのない限り終了予定価格が 500,000 円未満は 15%、500,000 円以上は 10%を終了予定価格から引いた金額が付保される価額になります。付保される範囲は作品本体の破損と盗難で、額等の付属物は、保険の対象となっておりませんので、委託期間中万一、額等に破損が生じても修理、補償の義務を負いません。補償に当たっては、当社が契約する損害保険会社との「動産総合保険普通保険約款」によります。当社は付保した保険によってのみ売主に対して責任を負うものとし、その最高額は上記の①、②、③に明記の通りです。

(2) 保険免責事項と出品者の責任

また、前記の「保険約款」により、次に掲げる損害に対して保険金は支払われません のでご注意ください。

- ①直接であると間接であるとを問わず、地震もしくは噴火またはこれらによる津波に 起因する損害。
- ②直接であると間接であるとを問わず、台風、暴風雨、豪雨等による洪水・融雪洪水・高潮・土砂崩れ等の水災に起因する損害。
- ③その他、前記「動産総合保険普通保険約款」に定める免責事項 この付保行為は、全く当社の売買契約代理人としての善意によるもので、所有権が落 札者に移動するまでは、出品された作品に対する危険はすべて売主の負担となります。 したがって、特に高額な出品作品については、売主は自己の負担と責任において、独 自の保険条件で出品作品に付保することができますし、そのようにされることをお勧 めします。その場合は、付保後当社にその旨をお申し出ください。

第11条 売主としての資格要件、売主の責任および負担すべき費用

(1) 出品作品の完全な所有者

売主は、第三者のいかなる権利もなく、落札者に完全に所有権を移転できる出品作品の完全な所有者であるか、完全な所有者から法的に全権を委任された代理人であることが必要です。もし、出品作品に対しての第三者のどのような権利であれ、それを隠蔽して出品した場合、売主は当社または落札者に対してそのことの結果によって生じたいかなる経費や出費についても補償しなければなりませんし、当社および落札者は

法的手段を講じる権利を保有します。

(2) 真実の情報を提供する責任

売主は、出品作品の作家名、作品名、サイズ、サインの有無、技法、制作年、保存状態、レゾネ番号、来歴、付属物その他の情報について、当社に対して知っている限りの真実を伝えなければなりません。当社は、売主から伝達された情報に意図的な虚偽があり、それをオークション前に発見した場合は、委託された作品を一方的に返却してオークション出品を取りやめる権利を有します。また、当社従業員による通常の事前調査では発見不可能な上記情報に関する真実、欠陥、瑕疵等が隠蔽されたまま出品作品がオンラインカタログに掲載され、落札された場合は、当社または落札者は売買契約を破棄し、当該ロットを返却するだけでなく、そのことによって生じたいかなる損害についても、売主に請求する権利を保有します。

(3) 出品の取り消し

売主は、第9条-(5)に定められた売買委託契約の最終合意日以降の出品取り消しはできません。ただし、売主の都合による出品取り消しの場合は、出品作品1ロットにつき、終了予定価格20%を申し受け、取り消し料の入金をもって作品の出品を取り消すことができます。なお、取り消し料の入金が競売日前日までに確認できない場合、キャンセルの意思がないものとみなし、当社はそのまま作品を競売にかける権利を有します。

(4) 売主の費用負担

売主は、以下の項目については自己の責任で費用を負担しなければなりません。

- ①当社までの梱包、配送費用および、不落札の場合の売主到着までの梱包、配送費用
- ②保険費用発送時点から売買契約完了時まで、または不落札で売主に返却されるまで の期間の保険費用
- ③鑑定費用第三者機関への鑑定あるいは調査依頼に関わる費用
- ④鑑定書発行費用鑑定機関等からの鑑定書の取得に関わる費用
- ⑤修復費用修復、額装に関わる費用
- ⑥出品作品不落札の場合の当社保管期間の期限以降の保管料

第12条 出品作品売却に関する当社の権限と責任

(1) オンラインカタログに関する当社の編集権と著作権

当社は掲載する情報、写真の撮影、掲載方法、ロット番号の付与、掲載順等のオンラインカタログ編集についてのすべての権限を保有し、自由に編集し、使用することが

できます。なお、鑑定中の作品については、売主、当社共に鑑定機関から後日通知される結果・指示に従うものといたします。その結果によっては、出品の取り消しや出品回が変更となることがあります。売主は事前の閲覧等はできません。また、オンラインカタログに掲載の写真、図版、解説記事に関する著作権はすべて当社に帰属し、何人も当社の事前許可なしに使用することはできません。

(2) 競売方法についての権限

当社は出品されたロットの下見会での展示方法、競売の開催場所と方法、複数ロットの場合のグルーピングや分割の仕方、落札者の決定、出品ロットを引いて再競売に付す等のオークションにおける競売についてすべての権限を保有します。

(3) リザーブ価格以下での売却

リザーブ価格のあるロットについては、それ以上の価格で売れるように努力しますが、 当社は売買成立の成否については一切の保証をすることができません。また、当社は、 ロットをリザーブ価格以下で売却する権利を保有します。この場合は、当社は売主に 対して差額を補償し、リザーブ価格で売却できた場合と同じ金額の売主売却代金を売 主に支払う義務を負います。

(4) 不落札の場合

当社はいかなる場合も、売主に対して当社予想落札価格に相当する金額を支払う義務、 または一定期間その金額を立て替える義務を負いません。

(5) 落札者による支払いがなされなかった場合

落札者からの入金が事務的理由、または故意でない理由により規定の期限より遅延した場合は、当社は落札者からの入金に最善を尽くし、入金確認後、すみやかに売主に対して売主売却代金の支払いを実行します。落札者に購入代金の支払能力が認められない場合、または、売買契約を履行する意思がないと当社が判断した場合は、落札者の契約不履行による売買契約の解除となり、第6条「落札者の支払不履行の場合の処置と当社の権利」に準ずるものとします。当社はこれによって生じた全ての損失を落札者から徴収するためあらゆる手段を講じますが、当社自身が補償的に売主売却代金に相当する額を売主に支払う義務は負いませんし、売主が落札者に対して何らかの法的な手段を講じる場合、当社が同一の手段をとるかどうかについては当社独自の判断によるものとします。

第13条 出品作品が贋作であった場合の売主の責任と当社の権限

オークションの日から 1 年以内に、落札者が本規約第 7 条「落札ロットが贋作であった場合の落札者に対する補償と当社の責任の範囲」に定める過程を経て贋作であると当社が認めた場合は以下の通りとします。

(1) 落札ロットに対する支払いが未了の場合

贋作と認定された時点で、落札者から当社への支払いがまだなされていなかった場合は、当社は売買契約を解除し、売主は当社を通じて落札者が贋作の証明の為に費やした鑑定料を返却しなければなりません。鑑定料の返却が完了した後、当該ロットを売主に返却いたします。

(2) 落札ロットに対する支払いが完了の場合

贋作と認定された時点で、当社がすでに売主に対して売主売却代金の一部または全額を支払っていた場合は、当社の要求により売主は当社が支払った全額を返却しなければなりません。更に当社を通じて落札者が贋作の証明の為に費やした鑑定料を返却しなければなりません。また、この場合、当社は、売主に支払った全額に対応するいかなる売主の資産に対しても法的な最優先権を実行できる権利を保有します。

第 14 条 ジュエリー、ブランド雑貨類、時計類、オルゴール、サイングッズ類などに 関する当社の責任

当社の基準により選定された鑑定機関の発行する鑑別書、グレーディングレポート、分析 報告書、およびソーティングの内容に関するオンラインカタログ記載は参考のためのもの であり、その正確性および商品との関連性についての確認は自己の判断、責任に負うもの とし、当社は一切の責任を負いません。また、オンラインカタログに記載がないことが、 商品に宝石特有の処理が施されていないと保証するものではありません。出品されている ブランド雑貨について、オンラインカタログに記載された商品に関する情報(ブランド名、 シリーズ名、材質、サイズ、製造場所、製造年、保証書、オリジナルケースなど)は当社が 適切と考えられる注意を持って記載をしたものであるが、あくまで購買希望者の参考のた めのものであり、その正確性および商品との関連性についての確認も、自己の判断、責任 に負うものとし、当社は一切の責任を負いません。出品されている時計類やオルゴール類 等の機械を内包するものについては、当社は事前に機械類の作動の不可はチェックしてお りますが、該当する機械専門家によるムーブメントや各部品のオリジナル性、時間の正確 性、防水性、ウォータープルーフについてのチェックは行っておらず、オンラインカタロ グ記載の情報は製造会社の情報、売主からの情報、および当社の意見に基づくものです。 従って、当社はこれらの項目について一切の責任を負いません。また、商品に付随する物 品(BOX、ギャランティー、取扱説明書等)の状態、記載内容、信憑性、精度、商品との関 連性についても、一切の責任を負いません。

第15条 反社会的勢力等の排除

参加者、売主、作品制作者が以下に該当したとき、または該当していたことが判明したと きは、当社は別段の催告を要せず、直ちに本サービスの利用を停止させることができるも のとします。

- ①暴力団 (団体)
- ②暴力団員(団体の構成員)
- ③暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者
- ④暴力団準構成員(暴力団員以外の暴力団と関係を有する者であって、暴力団の威力を 背景に暴力的不法行為等を行うおそれがあるもの、または暴力団もしくは暴力団員に 対し資金の供給を行うなど暴力団の維持もしくは運営に協力し、もしくは関与するも のをいう)
- ⑤暴力団関係企業(暴力団員が実質的にその経営に関与している企業、暴力団準構成員 もしくは元暴力団員が経営する企業で暴力団に資金提供を行う等暴力団の維持もしく は運営に積極的に協力しもしくは関与するものまたは業務の遂行等において積極的に 暴力団を利用し、暴力団の維持もしくは運営に協力している企業をいう)
- ⑥総会屋等(総会屋その他企業を対象に不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うお それがあり、市民生活の安全に脅威を与える者をいう)
- ⑦社会運動等標ぼうゴロ(社会運動もしくは政治活動を仮装し、または標ぼうして、不 正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与 える者をいう)
- ⑧特殊知能暴力集団等(暴力団との関係を背景に、その威力を用い、または暴力団と資金的な繋がりを有し、構造的な不正の中核となっている集団又は個人をいう)
- ⑨共生者・暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有する者・暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有する者・自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって暴力団員等を利用したと認められる関係を有する者・暴力団員等に資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有する者・暴力団員等に掲げる者と役員または経営に実質的に関与している者が、社会的に非難されるべき関係を有する者
- ⑩その他①~⑨に準ずる者(以下、合わせて「反社会的勢力」という)参加者、売主が次の各号にひとつでも該当したときは、当社は別段の催告を要せず、直ちに本サービスの利用を停止させることができるものとします。
 - 1. 当社に対して脅迫的な言動をすること、もしくは暴力を用いること、または当

社の名誉・信用を毀損する行為を行うこと。

- 2. 偽計または威力を用いて当社の業務を妨害すること。
- 3. 当社に対して法的な責任を超えた不当な要求をすること。
- 4. 反社会的勢力である第三者をして①~③の行為を行わせること。

本規約によって立つ法的根拠と管轄裁判所

本規約は日本国の法律をその法的根拠とし、東京地方裁判所を専属の合意管轄裁判所といたします。

許可なく、本書の一部または全部の模写・複写およびインターネット等での使用を禁じます。